

令和5年度

船橋市職員採用試験受験案内

船橋市 総務部 人事課 人材育成室

船橋市職員の採用試験を次により行います。

第一次試験日 10月15日（日）

受付期間【インターネットによる申込み】

9月1日（金）9：00 ～ 9月22日（金）17：00（受信有効）

1 試験区分・採用予定者数及び受験資格

試験区分	採用 予定者数	受 験 資 格
上級建築 （二次募集）	若干名	次のいずれかに該当する人 1 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人 2 平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く）またはこれと同等と認める学校等を卒業したか、令和6年3月までに卒業見込みの人
上級電気 （二次募集）	若干名	
上級機械 （二次募集）	若干名	
作業療法士	若干名	昭和58年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士免許を有するか、令和6年3月までに取得見込みの人

- ・上記のいずれの試験区分においても活字印刷文による出題に対応できる人が受験できます。
- ・上記のいずれか1つの試験区分のみ受験可能で、併願はできません。
- ・今年度、船橋市で実施した同職種の職員採用試験を受験した人は受験することはできません。

2 試験区別の主な職務内容

試験区分	主な職務内容
上級建築 （二次募集）	都市計画、建築指導、宅地開発指導、公共施設の設計等の業務に従事します。
上級電気 （二次募集）	電気設備の設計及び維持管理等の業務に従事します。
上級機械 （二次募集）	機械設備の設計及び維持管理等の業務に従事します。
作業療法士	子どもや障害者に関する施設等で勤務し、支援の必要な方に関する相談・支援等の業務に従事します。また、本庁舎等で介護分野や福祉分野に関する事務業務等にも従事します。 * 医療センターに勤務することはありません。

3 欠格条項

上記1の受験資格を満たしている人でも、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1)日本国籍を有しない人（ただし、作業療法士については、日本の国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません）
- (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3)船橋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4)人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (6)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣言を受けている人（心身耗弱を原因とするもの以外）

4 第一次試験の日時・場所等

日 時	10月15日（日）午前9時00分集合（予定） 【終了時刻(予定)】 ●上級建築・電気・機械（二次募集）：午後2時10分 ●作業療法士：午後1時
試験会場	船橋市職員研修所 所在地：千葉県船橋市湊町2丁目6番10号 最寄駅：JR船橋駅下車（徒歩約15分）、京成電鉄京成船橋駅下車（徒歩約13分）
持ち物	受験票、HBの鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、時計（スマートフォンやスマートウォッチ等は使用不可）、昼食（作業療法士は不要）

※試験日時・会場等が変更となる場合があります。後日送付する受験票で、試験会場・集合時間を指定しますので必ずご確認ください。

5 第一次試験の内容

試験区分	第一次試験の内容
上級建築 (二次募集)	<p>※教養試験は実施しません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門試験 120分 択一式 30題 【出題分野】数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む）、建築設備、建築施工 ・適性検査 90分程度 択一式 業務遂行に必要な適性についての検査
上級電気 (二次募集)	<p>※教養試験は実施しません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門試験 120分 択一式 30題 【出題分野】数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 ・適性検査 90分程度 択一式 業務遂行に必要な適性についての検査
上級機械 (二次募集)	<p>※教養試験は実施しません</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門試験 120分 択一式 30題 【出題分野】数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作 ・適性検査 90分程度 択一式 業務遂行に必要な適性についての検査

試験区分	第一次試験の内容
作業療法士	<p>※教養試験、小論文試験は実施しません</p> <p>・専門試験 90分 記述式 6題</p> <p>【出題分野】解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む）、臨床医学大要（人間発達学を含む）、作業療法等</p> <p>・適性検査 90分程度 択一式 業務遂行に必要な適性についての検査</p>

※第一次試験の合格者は、専門試験の点数により決定します。

※適性検査の結果は、第二次試験の面接試験の参考とします。

6 第一次試験の合格発表

11月上旬（予定）

船橋市ホームページ及び船橋市職員研修所1階に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には別途通知します。

7 第二次試験の日程・内容等

試験科目・時期（予定）	内容
<p>・個別面接、身体検査</p> <p>11月中旬～下旬</p>	<p>個別での面接試験を実施します。</p> <p>身体検査については、後日提出していただく「健康状態についての申告書」の内容確認を面接時に行います。</p>

※詳細な試験日時・試験会場等については、第一次試験の合格者に通知します。

※第二次試験の合格者は、第二次試験の成績に基づいて決定します。

<p>第二次試験 合格発表</p>	<p>12月上旬（予定）</p> <p>船橋市ホームページ及び船橋市職員研修所1階に合格者の受験番号を掲示します。また、合格者には別途通知します。</p>
-----------------------	---

8 採用について

この採用試験の合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます。ただし、欠員の状況により既卒者については3月以前に採用されることもあります。

- ①受験資格がないこと、受験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合、又は採用時に必要な書類の提出がない場合は、合格又は採用を取り消すことがあります。
- ②上級建築・電気・機械（二次募集）については、平成14年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に規定する大学（同等と認める学校等を含む。短期大学を除く）を卒業する見込みの人が、令和6年3月末日までに卒業できなかった場合は採用されません。
- ③資格・免許を登録又は取得見込みで受験した人が、令和6年3月末日までに資格・免許を登録又は取得できなかった場合は採用されません。

9 給与

初任給の一例は、以下のとおりです。以下の金額は地域手当を含んでいます。

試験区分	初任給の額	
上級建築・電気・機械 (二次募集)	大学卒	214,704円
作業療法士	短期大学 (3年制)卒	201,936円

上位の学歴や学校卒業後、資格取得後に一定の職務経験がある場合、経験に応じて加算される場合があります。期末・勤勉手当（ボーナス）は、年間4.40か月。このほか、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、扶養手当等の手当が支給要件に応じて支給されます。（いずれも令和5年4月1日現在）

10 試験結果の情報提供について

不合格者は、この採用試験の結果等について、口頭（対面）により照会することができます（下表参照）。

なお、電話、はがき、Eメール等による照会及び代理人への情報提供はできませんので、受験者本人が受験票及び運転免許証等本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しください。

対象者	内 容	期 間	場 所
第一次試験及び第二次試験 の不合格者	総合得点、総合順位 及び科目ごとの得点	各試験の結果発表から 1か月	船橋市職員研修所5階 人事課人材育成室

11 近年の職員採用試験の実施状況

職 種	年 度	令和4年度			令和3年度		
		一次 受験者数 ①	最終 合格者数 ②	倍 率 ①/②	一次 受験者数 ①	最終 合格者数 ②	倍 率 ①/②
上級建築		3	1	3.00	-	-	-
上級電気		2	1	2.00	-	-	-
作業療法士		7	1	7.00	2	1	2.00

* 上級建築、上級電気は、令和3年度に採用試験を実施していません。

* 上級機械は、令和4年度、令和3年度に採用試験を実施していません。

受験申込み手続き（インターネット）

※やむを得ない事情でインターネットによる申込みができない方は、総務部人事課人材育成室までご連絡ください。

【事前準備（申込みには以下のものが必要となります）】

○パソコン又はスマートフォン

※推奨環境[パソコン]

・ OS : Windows8.1、Windows10、MacOS 10.11 El Capitan、MacOS 10.12 Sierra、
MacOS 10.13 High Sierra

・ ブラウザ : Microsoft Edge、Google Chrome、Safari

※原則、各ブラウザの最新バージョン

※推奨環境[スマートフォン]

・ OS : iOS10 以降、Android8.0 以降

・ ブラウザ : Safari、Google Chrome ※原則、各ブラウザの最新バージョン

○本人の E メールアドレス

【Eメールの受信設定について】

「船橋市オンライン申請・届出サービス」のシステム(e-shinsei-funabashi@apply.e-tumo.jp)から、登録された E メールアドレス宛に試験に関する通知が送付されます。

また、人材育成室(kenshu@city.funabashi.lg.jp)から送付することもありますので、**メールフィルタリング設定をしている方は上記2つのアドレスからメールを受信できるように設定しておいてください。**

○PDF ファイルを読むためのソフト又はアプリ

○受験票を印刷するためのプリンター（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）

○顔写真（縦横の比率が4：3のもの）のデータ（カラー、白黒いずれも可）

※申込み前3か月以内に写したもの、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの

【受付期間】

9月1日（金）9：00～9月22日（金）17：00（受信有効）

【申込手順】

①「船橋市オンライン申請・届出サービス」で利用者 ID を取得する

（注意：利用者 ID を取得しただけでは申込みをしたことにはなりません。必ず②の手順を行ってください）

②同サービス内で受験申込み（申込み内容の入力）を行う

※船橋市ホームページ「職員採用試験情報」（<https://www.city.funabashi.lg.jp/saiyou/index.html>）の「令和5年度職員採用試験 受験案内とインターネットによる申込み」ページ内に設ける「インターネットによる申込み」で、手続き方法の詳細や注意事項等を必ず確認した上で手続きを行ってください。

【注意等】

- ・システム障害対応のために申込受付期間中にシステムを停止する場合や、使用しているパソコンや通信回線の障害等が発生した場合のトラブルについては、一切責任を負いません。
- ・受付期間を過ぎると入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕を持って申込みください。
- ・10月上旬に受験票発行通知メールを送付します。10月6日（金）までに届かない場合は、総務部人事課人材育成室へお問い合わせください。
- ・受験資格がないこと又は受験申込書その他提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は合格又は採用を取り消すことがあります。また、申込書が受理された後の試験区分の変更は認めません。なお、提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。
- ・受験申込者から取得する個人情報は、船橋市職員を採用するという目的を達成するために利用するものであり、第三者に提供又は公表されることはありません。

よくあるご質問

受験について

Q 1. どうすれば「公務員」になれますか。

A 1. 公務員という資格はありません。国や地方公共団体が実施する採用試験を受験し採用されれば、その団体の職員となり、公務員ということになります。

Q 2. 船橋市民でなくても受験できますか。

A 2. 住所要件は設けていません。受験資格を満たしている方であれば、市内外を問わず受験することができます。

Q 3. 試験に合格すれば必ず採用されますか。

A 3. 資格、免許を必要とする職種において資格、免許を取得できなかった場合を除いて、例年全員が採用されています。

勤務条件について

Q 1. 休暇にはどんなものがありますか。

A 1. 年次有給休暇は、1年度に20日付与され、1時間単位で取ることができます。その他、7日間の夏季休暇（令和5年度実績）や、結婚・出産のための休暇のほか、子の3歳の誕生日の前日まで男女とも育児休業を取ることができます。社会の要請に応じて骨髄移植のためのドナー休暇や介護休暇、そして出生サポート休暇（不妊治療を受けるための休暇）も導入されています。

Q 2. 勤務時間や時間外勤務の状況はどうなっていますか。

A 2. 勤務時間は、原則として8時45分～17時15分（月曜日～金曜日）。土・日曜日が休日の完全週休2日制です。公民館、児童ホームなど土・日曜日出勤のセクションもありますが、週38時間45分勤務は同じです。必要があれば時間外勤務もありますが、時間外勤務を原則しない日として毎週水曜日のノー残業デー、第二・第四金曜日のワーク・ライフ・バランスデーを設けるなど、時間外勤務縮減に取り組んでいます。

福利厚生について

Q 1. 遠方からの受験予定者です。職員用の宿舍（寮）はありますか。

A 1. 職員用の宿舍（寮）はありません。職員の住まいの状況により住居手当が支給されます（上限：月28,000円。令和4年度実績）。

Q 2. 旅行やレジャー施設など、職員ならではの余暇のメリットはありますか。

A 2. ふなばしアンデルセン公園などの市内外の共済組合契約遊園施設、共済組合契約宿泊施設を組合員価格で利用できます。

研修制度について

Q1. 船橋市はどのような人材育成をしていますか。

A1. 本市では人を財産であると考えています。新規採用職員、主任、係長、管理職などの各職階で求められる能力や意識の向上を図る研修、実務スキルの向上を図る研修などを通じて、職員の成長を支援しています。新規採用職員は公務員としての心構えや接遇、市の行政全般について学ぶ研修に加え、救命講習なども受講し年間を通じて本市職員として必要なスキルも学んでいきます。また、新規採用職員には先輩職員がチューターとなり、目標の設定や仕事の悩み・課題の解決などに一緒に取り組んでいきます。

Q2. その他にどんな研修がありますか。

A2. 職員の自己啓発に対する思いを支援するため、各種「資格取得支援」という制度があり、所定の資格を取得した職員に受験料の一部を助成しています。また、OA、文書作成、接遇等の実務スキルを学ぶ研修や千葉県自治研修センター等の外部研修機関で専門性の高い知識を習得する「派遣研修」等もあります。

【お問合せ先】

職員採用に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

船橋市 総務部 人事課 人材育成室

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2丁目6番10号 船橋市職員研修所

電話：047-435-8642 Eメール：kenshu@city.funabashi.lg.jp

【職員採用試験の最新情報】

職員採用試験の最新情報等は、船橋市ホームページの「職員採用試験情報ページ」でご確認いただけます。

採用試験情報ページ URL

<https://www.city.funabashi.lg.jp/saiyou/index.html>

